

**施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる**  
**施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する**

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

**アクション目標(15)：防潮機能復旧体制の確保**

<p><b>②-30 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-1</p>				<p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部事業管理室</p> <p>大阪府都市整備部河川室</p> <p>大阪府西大阪治水事務所</p> <p>大阪市建設局</p> <p>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。協定締結団体との連絡体制の構築や具体的な応急復旧方法について、検討を行う。</p>
				平成27年度	

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府都市整備部事業管理室】</p> <p>防潮堤等応急復旧対策については、検討中。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <p>安治川、尻無川、木津川の三大水門が閉鎖後に津波の波圧により被災し、開放操作が出来なくなった場合の副水門撤去について、(一社)日本建設業連合会と連携し緊急撤去施工計画に関するWGを開催した。</p> <p>【大阪市建設局】</p> <p>(一社)日本建設業連合会、(一社)大阪建設業協会と災害時の応援復旧の協力に関する協定を締結しており、訓練で情報伝達や初動体制の確認を行った。</p> <p>【大阪市港湾局】</p> <p>(防災)埋立浚渫協会、日本橋梁建設協会、土木学会関西支部と災害時協定を締結している。</p>	<p>【大阪府都市整備部事業管理室】</p> <p>検討を継続。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題がある。</li> <li>今後も引き続き、WGを開催し緊急撤去に関する検討を実施する。</li> <li>防潮堤の応急復旧については、今後検討を実施していく。</li> </ul> <p>【大阪市建設局】</p> <p>連絡体制等を含む具体的な打合せを行ってきたが、検討すべき内容が多くあり、今後も引き続き打合せを重ねていく。</p>

アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保

<p><b>②-31 被災状況調査の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-5</p>	■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)海洋調査協会・(一社)日本潜水協会など、関係団体と災害時の応急対策について、また、(公社)土木学会関西支部とは、災害時の調査等の相互協力に関する協定を、それぞれ締結している。 さらに、大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、その普及にも努めており、被災状況の調査体制については、一定充実が図れた。</p>
---	---	--	--

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局河川部】 最大クラスの地震及び津波遡上時に被災する可能性のある堤防及び樋門等の照査を実施。(本アクションプラン範囲内の施設の照査は完了済み)</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体(一般社団法人日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、一般社団法人日本海上起重技術協会近畿支部、一般社団法人海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会、一般社団法人日本埋立浚渫協会近畿支部)の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2予定)</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。</p> <p>【大阪市 港湾局】 (防災)災害時における調査等の相互協力について土木学会関西支部と協定を締結している。</p>	<p>【近畿地方整備局河川部】 照査結果に基づき、必要に応じ、順次対応を行う。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き、適正な制度運用に努めていく。</p>

<p>②-32 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【関連アクション】 ⑤-6</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 また、市港湾局では、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしている。 今後、被災時における市所管船舶の保全に関する事、また、物品の回収・運搬方法等も考慮したマニュアル整備に向け、具体的な検討を行う。</p>
---	--	--	---	--

平成27年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市港湾局】 (海上保安) 被災時の状況に応じて、所管船舶により可能な作業等について(初期調査等)対応。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 被災後の岸壁上の清掃作業について、引き続き作業体制及び作業手順について検討をすすめる。 (海上保安) 被災時の所管船舶の保全。</p>
--	--

<p>②-33 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-7</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。 また、大阪港に隣接する港外海域(大阪湾)については、緊急確保航路としてH26.1に政令で指定され、市港湾局においても、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしており、水域復旧の実施体制については、一定構築している。 漂流物の回収・運搬方法や一時保管場所、最終処分までの手順等について検討を行う。</p>
---	--	--	--	---

平成27年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 「大阪湾に係る緊急確保航路」が政令で指定された。(H26.1実施済)</p> <p>【大阪市港湾局】 (海上保安) 被災時の状況に応じて、所管船舶より日常実施している漂流物の撤去と同様に対応。所管測量船(4素子音響測深機装備)により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 大量の漂流物を回収した後の一時保管場所や最終処分までの手順について、検討が必要。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討をすすめる。 (海上保安) 被災時の所管船舶の保全。所管測量船の4素子音響測深機ではデータ解析に時間を要する。ナローマルチビームソナー装備することで即座に水没障害物の存在確認ができるようになるが、別途予算措置が必要。被災後可能な状況であれば対応。</p>
--	---

<p><b>②-34 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-8</p>	■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保した。 浚渫した土砂の最終処分に関連し、別途、検討が進められている埋地の有効利用や埋立地の活用、運搬方法などについて、検討が必要である。</p>
---	---	---	---

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体(一般社団法人日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、一般社団法人日本海上起重技術協会近畿支部、一般社団法人海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、一般社団法人港湾技術コンサルタント協会、一般社団法人日本埋立浚渫協会近畿支部)の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2予定)</p> <p>【大阪市港湾局】 (環境整備)津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、現在国土交通省で実施している浚渫土砂の埋地有効利用について、災害時にも適用できるよう関係者との協議を平成25年度実施した。</p>	<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 浚渫土の土捨て場所について、検討が必要。</p> <p>【大阪市港湾局】 (環境整備)必要となる浚渫土量が不明である。そのため、土捨て場所の推定処分容量が決められず具体的な協議を進めることが出来ない。今後、浚渫土量が把握できた時点で浚渫土の土捨て場所の検討について、協議を行っていく予定である。</p>

<p>②-35 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-16、⑤-9</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部</p> <p>大阪府西大阪治水事務所</p> <p>■ 大阪市建設局</p> <p>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(建設業)</p> <p>岸壁利用者</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。</p> <p>「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」では、大阪湾BCP(案)の実効性を高めるため関係機関・関係者が参加する訓練を引き続き実施する。</p> <p>大阪府及び大阪市では協定締結団体との連絡体制や初動の実働体制などについて検討を行っていく。</p>
--	--	--	--	--

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP(案)を作成し公表した。(H26.3実施済)</p> <p>②「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において、大阪湾BCP(案)の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24度～実施中)</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <p>安治川、尻無川、木津川の三大水門が閉鎖後に津波の波圧により被災し、開放操作が出来なくなった場合の副水門撤去について、(一社)日本建設業連合会と連携し緊急撤去施工計画に関するWGを開催した。</p> <p>【大阪市建設局】</p> <p>(一社)日本建設業連合会、(一社)大阪建設業協会と災害時の応援復旧の協力に関する協定を締結しており、訓練で情報伝達や初動体制の確認を行った。</p>	<p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p>関係機関・関係者が参加した訓練については、引き続き実施する。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題がある。</li> <li>・今後も引き続き、WGを開催し緊急撤去に関する検討を実施する。</li> </ul> <p>【大阪市建設局】</p> <p>連絡体制等を含む具体的な打合せを行ってきたが、検討すべき内容が多くあり、今後も引き続き打合せを重ねていく。</p>

**施策の方向性④：情報の共有化を図る**  
**施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する**

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(24)：復旧情報の共有

<p><b>④-16 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、⑤-9</p>				<p>【実施主体】                      近畿地方整備局河川部                      近畿地方整備局港湾空港部                      大阪府西大阪治水事務所                      大阪市建設局                      大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】                      企業(建設業)                      岸壁利用者</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】                      各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。                      「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」では、大阪湾BCP(案)の実効性を高めるため関係機関・関係者が参加する訓練を引き続き実施する。                      大阪府及び大阪市では協定締結団体との連絡体制や初動の実働体制などについて検討を行っていく。</p>
---	--	--	--	--	--

**施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する**  
**施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する**

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(26)：防潮機能の復旧

<p><b>⑤-1 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-30</p>				<p>【実施主体】                      大阪府都市整備部事業管理室                      大阪府都市整備部河川室                      大阪府西大阪治水事務所                      大阪市建設局                      大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】                      企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】                      各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。                      協定締結団体との連絡体制の構築や具体的な応急復旧方法について、検討を行う。</p>
---	--	--	--	---	---

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

<p><b>⑤-3 応急復旧活動用地の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する</p> <p>【関連アクション】 ⑥-2</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地（オープンスペース）の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度、必要な活動用地は確保した。 また、残るエリアの確保に取り組んでいく。</p>
---	--	---	--	---	--

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (緑地) 災害時におけるオープンスペースの緑地整備面積&lt;供用面積/地域防災計画面積 進捗率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・此花地区：此花西部臨港緑地&lt;1.9ha/4.3ha 44.1%&gt;</li> <li>・港地区：築港緑地（中央突堤臨港緑地）&lt;2.7ha/7.4ha 36.4%&gt;</li> <li>・大正地区：鶴浜緑地&lt;1.2ha/4.2ha 28.5%&gt;</li> <li>・南港地区（南港大橋以北）：南港北緑地（咲洲海浜緑地）&lt;10.6ha/13.0ha 81.5%&gt;</li> <li>・南港地区（南港大橋以南）：フェリー前臨港緑地他&lt;1.5ha/1.5ha 100%&gt;</li> <li>・全体：17.9ha/30.4ha 58.8%</li> </ul>	<p>【大阪市港湾局】 (緑地) オープンスペースの確保が出来ていない緑地がある。財政状況の厳しい中ではあるが今後も予算要求を行いオープンスペースの確保に取り組んでいく。</p>

アクション目標(28)：物流機能の復旧

<p><b>⑤-5 被災状況調査の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-31</p>		■		<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)海洋調査協会・(一社)日本潜水協会など、関係団体と災害時の応急対策について、また、(公社)土木学会関西支部とは、災害時の調査等の相互協力に関する協定を、それぞれ締結している。 さらに、大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、その普及にも努めており、被災状況の調査体制については、一定充実が図れた。</p>
---	--	---	--	--	--

<p><b>⑤-6 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【関連アクション】 ②-32</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 また、市港湾局では、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしている。 今後、被災時における市所管船舶の保全に関する事、また、物品の回収・運搬方法等も考慮したマニュアル整備に向け、具体的な検討を行う。</p>
<p><b>⑤-7 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-33</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。 また、大阪港に隣接する港外海域(大阪湾)については、緊急確保航路としてH26.1に政令で指定され、市港湾局においても、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしており、水域復旧の実施体制については、一定構築している。 漂流物の回収・運搬方法や一時保管場所、最終処分までの手順等について検討を行う。</p>
<p><b>⑤-8 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-34</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保した。 浚渫した土砂の最終処分に関連し、別途、検討が進められている窪地の有効利用や埋立地の活用、運搬方法などについて、検討が必要である。</p>



<p><b>⑤-9 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、④-16</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」では、大阪湾BCP(案)の実効性を高めるため関係機関・関係者が参加する訓練を引き続き実施する。 大阪府及び大阪市では協定締結団体との連絡体制や初動の実働体制などについて検討を行っていく。</p>
---	--	--	---	---

**施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する**  
**施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する**

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

**アクション目標(31)：復旧活動の支援**

<p><b>⑥-2 応急復旧活動用地の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-3</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地(オープンスペース)の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度、必要な活動用地は確保した。 また、残るエリアの確保に取り組んでいく。</p>
---	--	--	---	--